

# 審査会簡素化要件

- ・一号被保険者であること。
- ・更新申請であること。(要支援を含む。)
- ・一次判定が現介護度と一致していること。
- ・前回結果の有効期間が12か月以上であること。
- ・一次判定が要支援2及び要介護1の場合、状態の安定性が「安定」であること。
- ・基準時間が要件に合致していること。

## 簡素化できない基準時間

22分以上、25分未満

29分以上、32分未満

47分以上、50分未満

67分以上、70分未満

87分以上、90分未満

107分以上、110分未満

非該当		要支援1		要支援2 要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
22	25	29	32	47	50	67	70	87	90	107	110		
○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×		○

○ = 簡素化対象  
× = 簡素化非対象

※基準時間上は、非該当の22分未満は簡素化対象となるが、前回非該当は、新規申請となるため、簡素化対象とならない。